

○忠岡町子ども医療費の助成に関する条例

昭和49年3月13日条例第11号

**改正**

昭和52年3月11日条例第12号

昭和55年9月12日条例第22号

平成5年3月12日条例第7号

平成5年9月30日条例第23号

平成6年9月30日条例第7号

平成8年3月5日条例第11号

平成10年3月5日条例第9号

平成11年3月5日条例第2号

平成12年3月8日条例第13号

平成15年3月13日条例第5号

平成16年11月26日条例第15号

平成18年6月23日条例第25号

平成18年9月15日条例第28号

平成22年3月3日条例第6号

平成24年6月29日条例第10号

平成25年3月4日条例第14号

平成26年3月5日条例第7号

平成26年12月15日条例第29号

平成28年7月4日条例第21号

平成29年9月13日条例第14号

忠岡町子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第1条の2** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

- (2) 小学校第6学年修了前の子ども 満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、第2条第1項に規定する子どもを現に監護する者をいう。
- (4) 医療費 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる医療費(精神病床への入院に係る給付を除く。)をいう。
- (5) 自己負担費用 国民健康保険法、社会保険各法その他の法令により医療を受けた者又は世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)が支払うべき額をいう。

(対象者)

**第2条** この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、忠岡町の区域内に居住地を有する子どもであって、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者とする。

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (3) 前2号に定めるもののほか補助事業者から医療費の助成を受けることができる者

3 第1項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費(食事療養費を除く。)の助成を受けることができない。

- (1) 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年忠岡町条例第41号)により医療証の交付を受けている者
- (2) 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年忠岡町条例第22号)により医療証の交付を受けている者

(助成の範囲)

**第3条** 町は、対象者の疾病又は負傷に係る医療費のうち、自己負担費用から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成の適用)

**第4条** 前条の規定による医療費の助成は、新たに対象者となった者にあつては、対象となった日から適用する。

(申請)

**第5条** この条例の適用を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

**第6条** 町長は、前条の申請があつたときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を交付する。

2 医療証の交付を受けている保護者は、子どもが大阪府内に住所を有し、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問介護事業者（以下「医療機関」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際には、当該医療機関に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

**第7条** 医療費の助成は、第2条に規定する対象者が負担すべき額に相当する額を町長が医療機関に支払うことによつて行う。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、申請者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

**第8条** 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において第3条の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(届出義務)

**第9条** 申請者は、対象者又は申請者の住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡の禁止)

**第10条** この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

**第11条** 町長は、虚偽その他不正行為により助成を受けた者があったときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(事実の調査)

**第12条** 町長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

**第13条** 町長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

**第14条** 町長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月11日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年9月12日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成5年3月12日条例第7号)

(施行期日)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成5年9月30日条例第23号）

この条例は、平成5年10月1日から施行し、第2条第1項のただし書に規定する乳幼児については、同日以降の入院医療に係る医療費から適用する。

**附 則**（平成6年9月30日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成6年9月30日以前の入院医療費に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年3月5日条例第11号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月5日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成10年3月31日以前の入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年3月5日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月8日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日より施行する。

**附 則**（平成15年3月13日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年4月1日以前生まれの乳幼児の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年11月26日条例第15号抄）

**改正**

平成18年6月23日条例第25号

（施行期日）

1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

(忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正後の忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年6月23日条例第25号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

**附 則** (平成18年9月15日条例第28号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月3日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年6月29日条例第10号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則** (平成25年3月4日条例第14号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の忠岡町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年3月5日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年12月15日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年7月4日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則** (平成29年9月13日条例第14号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第5条** 第4条の規定による改正後の忠岡町子ども医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 新子ども医療費助成条例第1条の2第4号に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う準備行為)

**第6条** 新子ども医療費助成条例第5条、第9条、第12条及び第13条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第4条の規定による改正後の同条の規定の例により行うことができる。

○忠岡町子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年9月30日規則第17号

**改正**

平成6年10月1日規則第12号

平成8年3月8日規則第3号

平成11年12月29日規則第27号

平成12年12月18日規則第24号

平成16年10月20日規則第10号

平成16年11月26日規則第13号

平成22年3月3日規則第3号

平成25年3月29日規則第12号

平成26年3月31日規則第11号

平成26年12月19日規則第30号

平成28年12月28日規則第14号

平成29年1月16日規則第1号

忠岡町子ども医療費の助成に関する条例施行規則

忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年忠岡町規則第5号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この規則は、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例（昭和49年忠岡町条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（社会保険各法）

**第2条** 条例第1条の2第4項に規定する社会保険各法とは、次の各号の法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （4）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （5）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（申請方法）

**第3条** 条例第5条第1項に規定する申請は、忠岡町子ども医療証交付申請書（様式第1号）に次



の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 対象者の保護者の所得額を明らかにすることができる市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(医療証)

**第4条** 条例第6条第1項に規定する子ども医療証（以下「医療証」という。）は、様式第2号とする。

- 2 医療証の有効期限は、12歳に達した日以降における最初の3月末日とする。

(医療証の再交付)

**第5条** 医療証を破損、汚損又は紛失したときは、忠岡町子ども医療証再交付申請書（様式第3号）により、町長に医療証の再交付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請には、破損又は汚損した資格証を添付して申請しなければならない。
- 3 医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。
- 4 医療証の有効期間が満了になったときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(助成の方法)

**第6条** 町長は、条例第7条ただし書の規定により、医療費の助成を行う場合は、子ども医療助成費支給申請書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 領収書（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係ることを明らかにするものに限る。）又はこれに代わるべき証明書（条例第2条第2項の規定による対象者を除く。）
  - (2) 食事療養に要した経費につき、その支払をした際、厚生労働省令の定めるところにより、保険医療機関から交付された領収書又はこれに代わるべき証明書
  - (3) その他町長が必要と定める書類  
(一部自己負担額)

**第7条** 条例第3条の規則で定める一部自己負担額は、医療機関（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同項に規定する療養に要する費用の額のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は

社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関において歯科診療及び歯科診療以外の診療を受けた場合における前2項の規定の適用については、当該歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。
- 5 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用については、当該入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。
- 6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

(添付書類の省略)

**第8条** 町長は、この規則の規定による申請をする場合に、申請書に添えなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(届出事項)

**第9条** 条例第9条の規則で定める事項については、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象者の住所又は氏名
  - (2) 保護者の住所又は氏名
  - (3) 加入医療保険
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 条例第9条の届出は、資格変更届(様式第5号)に資格証を添えてしなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成6年10月1日規則第12号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 平成6年9月30日以前の入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年3月8日規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年12月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年12月18日規則第24号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成16年10月20日規則第10号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

**附 則**（平成16年11月26日規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

（忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第3条の規定による改正後の忠岡町乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年3月3日規則第3号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の忠岡町子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年12月19日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の忠岡町子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年12月28日規則第14号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

**附 則**（平成29年1月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。